徳島赤十字病院

# 小松島市　産後ケア事業（宿泊型）のご案内

　小松島市では、出産後、お母さんの心身の不調や育児の不安がある方に対して安心して子育てができるように、産科医療機関で宿泊の産後ケアを実施しています。
　例えば・・「産後に家族の手助けがない」「休息がとれていない」「授乳が上手くいかない」「初めての子育てで不安」等の悩みがある方がご利用いただけます。

## 対象となる方

小松島市に住民票がある産後１２か月以内の産婦と乳児で、下記①および②に該当する方
①お母さんの心身の不調や育児の不安がある方
②お母さん・赤ちゃん共に入院加療及び医療行為の必要がない方

## 産後ケア（宿泊型）の内容

・産婦の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
・産婦の心理的ケア
・適切な授乳が実施できるための指導（乳房ケアを含む）
・沐浴など育児の手技について具体的な指導及び相談
・乳児の健康管理、発達・発育の助言
・その他必要な生活面での助言及び情報提供

## 利用回数

１回の出産につき最大７日間まで（例：１泊２日の場合２日と数えます。）

## 利用方法

**注意事項（ご確認いただいたうえでお申し込みください）**

・妊娠 32 週以降から利用の申し込みを受け付けます。
・出産後、入院の延長（延泊）としての利用となります。退院後は利用できません。
**・キャンセル時は利用予定日の前日の１７時までに病棟スタッフ、及び市こども家庭センター（土日祝日の場合はその翌日）にご連絡ください。急なキャンセルは施設の負担となりますので、キャンセル時はなるべく早めにご連絡いただきますようお願いします。**

## 利用の流れ

①利用を希望される方は「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」（※市ホームページよりダウンロードできます。）を市こども家庭センターへ提出してください。
②「利用承認通知書」と「産後ケア事業利用券兼実施報告書」が届きます。
　分娩入院時に持参いただき、利用当日に施設へ提出してください。
③利用後、施設へ利用者負担額をお支払いください。

利用者負担額

（産後ケア事業の減免について）

産後ケア事業には、１回上限2,５００円、合計５回までの利用者負担額の一部免除（減免）があります。宿泊型の場合は１泊２日を１回と数えます

| １泊２日当たりの利用者負担額 | | | |
|---|---|---|---|
| 区分<br>負担額 | 減免なし利用券 | 減免あり利用券 | 生活保護・<br>住民税非課税世帯 |
| 利用者負担額 | １０，０００円 | ７，５００円 | 無料 |
| 多胎児で利用の場合の利用者負担額<br>（乳児２人目以降１人あたり） | ２，５００円 | ０円 | 無料 |

・生活保護世帯の方及び住民税非課税世帯の方は、「小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書」の自己負担額軽減要件欄に記載し提出してください。転入等により小松島市において住民税の非課税を確認できない場合は課税状況を記載した証明書の提示が必要です。

・住民税非課税世帯の方は、同一世帯のうち１人でも課税されている場合は該当しないのでご注意ください。

延泊での利用となりますので、準備物品については徳島赤十字病院での入院時の必要物品に準じます。

利用当日の流れ、利用に関して不明点などありましたら、こども家庭センターにお問い合わせください。

市ホームページはこちら

小松島市産後ケア事業（宿泊型）利用申請書をダウンロードできます。

市ＨＰ

◆申し込み・問い合わせ先◆

小松島市こども家庭センター

〒７７３－０００１　徳島県小松島市小松島町字新港９－10

TEL：０８８５－３８－７１００　　（受付時間：平日８：30 ～ 17：15）